

施設園芸用燃油価格高騰対策緊急支援事業のご案内

1 趣 旨

施設園芸における加温用燃油の価格が高止まりとなっているため、省エネルギー化に取り組む施設園芸農家等に対し、燃油価格の高騰分の一部に相当する支援金を交付します。

2 概 要

項 目	内 容
申 請 期 間	令和6年1月9日（火）から令和6年1月16日（火）※
交付対象者の要件	<input type="checkbox"/> 園芸用施設において、燃油を用いて加温を行い、野菜類、花き類、果樹類を生産し、販売していること。 <input type="checkbox"/> 国の令和5事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業」に加入していること、又は令和6事業年度の同事業に加入を確約すること。 <input type="checkbox"/> 園芸用施設において、支援対象期間に燃油を用いた加温により営農し、かつ支援金の交付を受けた後も営農を継続すること。
支援対象期間	令和5年10月1日から令和6年3月31日
対 象 燃 油	園芸施設の加温に用いるA重油、灯油、LPガス及びLNG
支 援 単 価	A重油 1リットル当たり 18.3円 灯油 1リットル当たり 19.4円 LPガス 1キログラム当たり 10.8円 LNG 1立方メートル当たり 14.2円
交 付 額	燃油数量 × 支援単価 以内（交付額は1円未満切り捨て）
燃 油 数 量	令和4年10月1日から令和5年3月31日の期間に購入したことが証明できる、加温用燃油数量の合計 ※令和5年春に新規就農した等の理由で、上記期間の一部又は全部の期間に、燃油を用いた加温により営農した実績が無い場合は、御相談下さい。

<p>申請方法</p>	<p>申請手続きは最寄りのJAへ <申請に必要な書類> ①交付申請書兼実績報告書兼請求書 ②燃油購入実績根拠書類（納品書、領収書等） （購入年月日、油種、購入数量、購入者が確認できる書類） ③誓約書 ④施設園芸農家であることが確認できる書類 ⑤本人確認書類 ※別添④～⑤は、農業協同組合で確認ができる場合は、省略可能です。</p>
<p>支援金 交付時期</p>	<p>令和6年2月下旬（予定）</p>

※JA 静岡市営農経済センターでの受付期間

3 交付申請額の計算例

- ・加温用燃油に1種類の燃油のみ使用している場合

（例）令和4年10月から令和5年3月にA重油を20,000リットル購入
交付申請額：A重油 20,000 L × 18.3 円/L = 366,000 円

- ・加温用燃油に複数の種類の燃油を使用している場合

（例）令和4年10月から令和5年3月にA重油を10,000リットル購入
 “ “ 灯油を5,000リットル購入

交付申請額：A重油 10,000 L × 18.3 円/L = 183,000 円
 “ “ 灯油 5,000 L × 19.4 円/L = 97,000 円
合計交付申請額： 280,000 円

事業に関する問い合わせ先

申請手続きは最寄りのJAへ

J A 静岡中央会 農政営農部 TEL054-284-9620
 静岡県経済産業部農業局 農芸振興課 野菜振興班 TEL054-221-3299